

●熊本市税条例等の一部を改正する条例

○熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）新旧対照表

（第１条関係）

改正後（案）	現行
（所得割の課税標準） 第２５条の２ 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。 ２ 前項の総所得金額、退職取得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和４０年法律第３３号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第２２条第２項又は第３項の総所得金額、退職取得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第６０条の２から第６０条の４までの規定の例によらないものとする。 ３ 法第２３条第１項第１５号に規定する特定配当等（以下本項及び次項並びに第２７条の６の２において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 <u>４ 前項の規定は、前年分の所得税に係る第２８条の３第１項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u>	（所得割の課税標準） 第２５条の２ 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。 ２ 前項の総所得金額、退職取得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和４０年法律第３３号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第２２条第２項又は第３項の総所得金額、退職取得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第６０条の２から第６０条の４までの規定の例によらないものとする。 ３ 法第２３条第１項第１５号に規定する特定配当等（以下本項及び次項並びに第２７条の６の２において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 <u>４ 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市</u>

5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下本項及び次項並びに第27条の6の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

（寄附金税額控除）

第27条の5の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項

長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下本項及び次項並びに第27条の6の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

（寄附金税額控除）

第27条の5の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項

第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（県内に主たる事務所を有する法人若しくは団体に対するもの又は本市における教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして規則で定めるものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の2及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(4) 【略】

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人_____

_____に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(6)～(10) 【略】

2 【略】

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第27条の6の2 所得割の納税義務者が、第25条の2第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株

第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（県内に主たる事務所を有する法人若しくは団体に対するもの又は本市における教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして規則で定めるものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の2及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(4) 【略】

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(6)～(10) 【略】

2 【略】

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第27条の6の2 所得割の納税義務者が、第25条の2第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株

式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第27条の2及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 【略】

(市民税の申告)

第28条の2 第18条第1項第1号に掲げる者は3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの)に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第

式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第27条の2及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 【略】

(市民税の申告)

第28条の2 第18条第1項第1号に掲げる者は3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第

4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の5の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、市長が必要と認める者が提出すべき申告書の様式は、施行規則**第2条第3項ただし書**の規定により、市長の定める様式による。

3～8 【略】

- 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第18条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該区内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

第28条の3 第18条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下本条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

- 2 **前項本文**の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条

4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の5の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、市長が必要と認める者が提出すべき申告書の様式は、施行規則**第2条第4項ただし書**の規定により、市長の定める様式による。

3～8 【略】

- 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第18条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該区内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

第28条の3 第18条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下本条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

- 2 **前条本文**の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条

の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、
施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該給与支払者の氏名又は名称

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) 扶養親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2～5 【略】

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定す

の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は 当該確定申告書に
施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該給与支払者の氏名又は名称

【新設】

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他施行規則で定める事項

2～5 【略】

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定す

る申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第35条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者）を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2～5 【略】

（個人の市民税の納期）

第30条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 10月1日から同月31日まで

る申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、

_____ 扶養親族（控除対象扶養親族 _____
_____を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

【新設】

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他施行規則で定める事項

2～5 【略】

（個人の市民税の納期）

第30条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 10月1日から同月31日まで

第4期 翌年1月1日から同月31日まで

- 2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(法人の市民税の申告納付)

第32条の7 【略】

2～8 【略】

- 9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 【略】

- 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 【略】

(特別徴収税額の納入の義務等)

- 第35条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項

第4期 翌年1月1日から同月31日まで

- 2 市長は、特別の事情がある場合において 前項の納期により難いと認めるときは 同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

(法人の市民税の申告納付)

第32条の7 【略】

2～8 【略】

- 9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 【略】

- 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 【略】

(特別徴収税額の納入の義務等)

- 第35条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項

(固定資産税の納期)

第1期 5月1日から同月31日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 12月1日から同月31日まで

3 次条第2項の規定によって徴収する固定資産税の納期は、前2項の規定にかかわらず、納税通知書の定めるところによる。

(種別割の賦課期日及び納期)

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、**別に**納期を定めることができる。

(都市計画税の納期)

第1期 5月1日から同月31日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 12月1日から同月31日まで

2 市長は、特別の事情がある場合において、**前項**の納期により難いと認めら

(固定資産税の納期)

第1期 5月1日から同月31日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 12月1日から同月31日まで

3 次条第2項の規定によって徴収する固定資産税の納期は、前2項の規定にかかわらず、納税通知書の定めるところによる。

(種別割の賦課期日及び納期)

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず **別に**納期を定めることができる。

(都市計画税の納期)

第1期 5月1日から同月31日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 12月1日から同月31日まで

2 市長は、特別の事情がある場合において **前項**の納期により難いと認める

れるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。この場合において、市長が別に定める納期は、市長が都市計画税を固定資産税とあわせて賦課し、及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合を除くほか、市長が第46条第2項の規定によって別に定める固定資産税の納期によるものとする。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の2及び第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 【略】

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

ときは、同項の規定にかかわらず 別に納期を定めることができる。この場合において、別に別に定める納期は、市長が都市計画税を固定資産税とあわせて賦課し、及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合を除くほか、市長が第46条第2項の規定によって別に定める固定資産税の納期によるものとする。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の2及び第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 【略】

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

- 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 15 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 17 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

【削る】

- 6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 15 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 17 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

(新築住宅に対する固定資産税の減額の規定等の適用を受けようとする者がすべき申告)

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

2～8 【略】

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を

【新設】

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用をうけようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

2～8 【略】

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を

提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 【略】

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12 【略】

(改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の4 【略】

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において

提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 【略】

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12 【略】

【追加】

第10条の4 【略】

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において

「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第25条の2第1項及び第2項並びに第27条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第25条の2第1項及び第2項並びに第27条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第25条の2第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第27条の2の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第25条の2第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第25条の2第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市

3 【略】

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 【略】

2 【略】

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の4の2 【略】

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 【略】

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第25条の2第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第27条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下

長が認めるとき。

3 【略】

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 【略】

2 【略】

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の4の2 【略】

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 【略】

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第25条の2第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第27条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下

この項において「特例適用配当等の額」という。) に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第27条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の4の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 【略】

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の4の3 【略】

2 【略】

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第25条の2第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第27条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例

この項において「特例適用配当等の額」という。) に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第27条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の4の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 【略】

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の4の3 【略】

2 【略】

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第25条の2第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第27条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例

法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第27条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の4を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の4の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 【略】

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第27条の6の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第18条の4の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る

法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第27条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の4を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の4の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 【略】

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第27条の6の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第18条の4の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年

____同条第4項に規定する確定申告書にこの項____の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合_____

_____であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第25条の2第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）

第20条の4 附則第19条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第19条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第19条第1項、第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第19条第4項及び第5項並びに第20条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第20条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第20条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第20条の2及び前条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

（読替規定）

第21条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第3

度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第25条の2第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）

第20条の4 附則第19条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第19条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第19条第2項____、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第19条第4項及び第5項並びに第20条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第20条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第20条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第20条の2及び前条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

（読替規定）

第21条 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第3

<u>9項、第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第146条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 <u>【削る】</u>	<u>7項から第39項まで、第42項若しくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第146条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u> <u>第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u> <u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u>
---	---

○熊本市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第60号）新旧対照表

（第2条関係）

改正後（案）	現行
（熊本市税条例の一部改正） 第1条 熊本市税条例（昭和25年告示第89号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第28条の3の3第1項中「<u>扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者</u>に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。	（熊本市税条例の一部改正） 第1条 熊本市税条例（昭和25年告示第89号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第28条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者</u>」に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

(後略)

附 則

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）

第27条の5の2第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の熊本市税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第27条の5の2第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第28条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第28条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第28条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第28条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第28条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第28条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新条例第19条第2項、第25条第1号及び第28条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(後略)

附 則

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）

第27条の5の2第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の熊本市税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第27条の5の2第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第28条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第28条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第28条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第28条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第28条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第28条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

改正後（案）	現行
第1条 本市は、別に規定するもののほか、この条例の定めるところにより、手数料を徴収する。 第2条 手数料を徴収する事項及びその<u>額</u>は、次のとおりとする。 (1)～(16) 【略】 (17) 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の証明書（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2第1項に規定する軽自動車税種別割の滞納がないことを証するもの及び次号から第19号までに掲げるものを除く。）の交付 1年度1税目につき（全ての市税につき滞納がないことを証するものにあつては、1件につき） 400円 (18) 市税につき滞納処分を受けたことがないことの証明書の交付 1件につき 400円 (18)の2 地方税法第382条の3の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付 <u>（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）</u> 1枚につき 400円 (19) 課税台帳等の記載事項等に係る証明書（前号に掲げるものを除く。）の交付 1枚につき（複数枚にわたり同一世帯員を列記し、証明する所得証明書にあつては、1件につき） 400円 (19)の2 <u>固定資産課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳</u>、固定資産に関する地籍図等を閲覧に供する事務 1件につき 400円 ただし、簿冊については、<u>1冊</u>をもって1件とする。	第1条 本市は、別に規定するもののほか、この条例の定めるところにより、手数料を徴収する。 第2条 手数料を徴収する事項及びその<u>料金</u>は、次のとおりとする。 (1)～(16) 【略】 (17) 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の証明書（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2第1項に規定する軽自動車税種別割の滞納がないことを証するもの及び次号から第19号までに掲げるものを除く。）の交付 1年度1税目につき（全ての市税につき滞納がないことを証するものにあつては、1件につき） 400円 (18) 市税につき滞納処分を受けたことがないことの証明書の交付 1件につき 400円 (18)の2 地方税法第382条の3の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付 _____ 1枚につき 400円 (19) 課税台帳等の記載事項等に係る証明書（前号に掲げるものを除く。）の交付 1枚につき（複数枚にわたり同一世帯員を列記し、証明する所得証明書にあつては、1件につき） 400円 (19)の2 <u>固定資産名寄帳、固定資産課税台帳</u>、固定資産に関する地籍図等を閲覧に供する事務 1件につき 400円 ただし、簿冊については、<u>1冊</u>をもって1件とする。

(20) 公簿、公文書、図面等を閲覧に供する事務 1 件につき 300 円 ただし、簿冊については、<u>1 冊</u>をもって 1 件とする。 (21)～(25) 【略】 (26) <u>住宅用家屋証明書の交付</u> 1 件につき 1, 300 円 (27)～(55) 【略】 2 【略】 第 3 条 【略】 第 4 条 奥書、認証、<u>問合せ等何ら</u> の名義であっても、<u>文書</u>で事実を認証しなければならないものは、第 2 条の証明とみなし、<u>手数料</u>を徴収する。 第 5 条 【略】 第 6 条 【略】 2 【略】 第 7 条 <u>謄本又は抄本の交付</u>及び閲覧は、公衆に示しても差し支えない公簿図書に限る。 第 8 条 市長は、詐欺その他の不正行為により手数料の徴収を免れた者に対し、当該徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する。 第 9 条 【略】	(20) 公簿、公文書、図面等を閲覧に供する事務 1 件につき 300 円 ただし、簿冊については、<u>1 冊</u>をもって 1 件とする。 (21)～(25) 【略】 (26) <u>住宅用家屋証明申請</u> 1 件につき 1, 300 円 (27)～(55) 【略】 2 【略】 第 3 条 【略】 第 4 条 奥書、認証、<u>問い合わせ等なんら</u> の名義であっても <u>文書</u>で事実を認証しなければならないものは、第 2 条の証明とみなし <u>手数料</u>を徴収する。 第 5 条 【略】 第 6 条 【略】 2 【略】 第 7 条 <u>謄本抄本の下付</u> 及び閲覧は、公衆に示しても差し支えない公簿図書に限る。 第 8 条 市長は、詐欺その他の不正行為により手数料の徴収を免れた者に対し、当該徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する。 第 9 条 【略】
---	---

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中熊本市税条例第 28 条の 3 の 2 及び第 28 条の 3 の 3 の改正規定並びに同条例附則第 7 条の 3 の 2 及び第 17 条の 2 の改正規定並びに同条例附則第 25 条を削る改正規定並びに第 2 条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中熊本市税条例第 25 条の 2、第 27 条の 6 の 2、第 28 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項並びに第 35 条の 7 の改正規定並びに同条例附則第 16

条の3、第18条の4の2及び第18条の4の3の改正規定並びに第2条（熊本市税条例等の一部を改正する条例附則第2条の改正規定に限る。）の規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第3条中熊本市手数料条例第2条第1項第18号の2の改正規定 令和6年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）第28条の3の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第28条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の熊本市税条例（次項において「旧条例」という。）第28条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条第2号に掲げる規定による改正後の熊本市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。